

進路通信

第2号

岩手県立宮古恵風支援学校

進路部

発行 令和5年 7月3日

(年間5回発行)

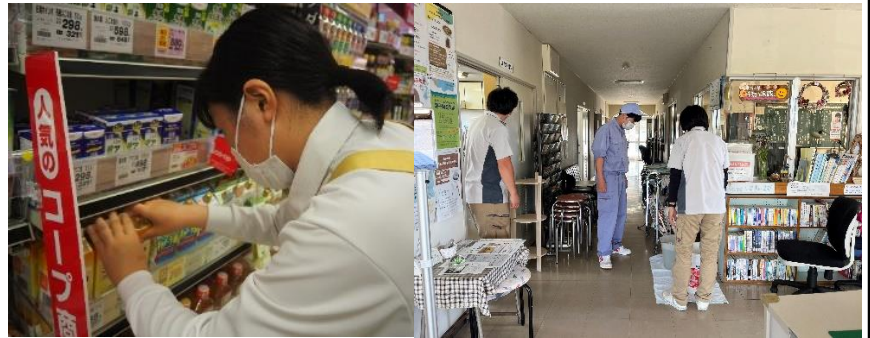
●高等部 前期現場・校内実習● 6/5(月)～6/23(金)

現場実習3週間、そして1年生の校内実習も同じく3週間の日程で行われました。感染症対策に気を付けながら、ほとんどの生徒が例年どおりに現場実習を実施することができました。2・3年生は様々な仕事を体験することで自分の適性について考え、「進路選択をするための力を身に付けること」を目的として行いました。1年生にとって終日「働く」ことを経験する中で働く大切さや大変さを学び、それぞれに貴重な体験を積むことができました。

一般就労グループ

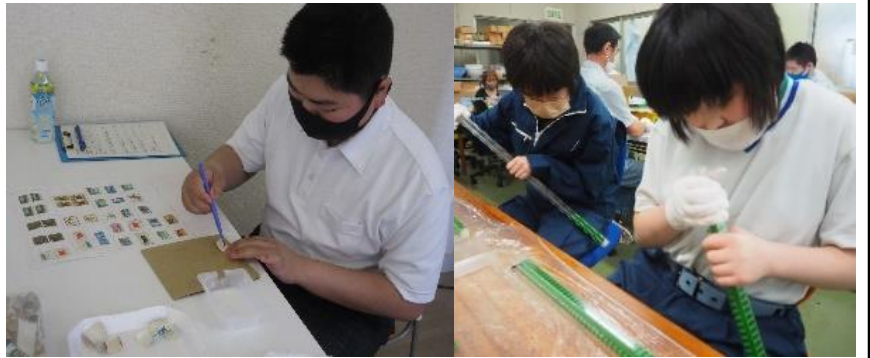
実習先：中村電子・共和水産・いきいきワーキングリサイクルセンター・マリンコープ DORA
マルイ舗装アグリ事業部・鳥もと・リアス環境管理・DCM 宮古南店・リラパークこなり

日頃の作業学習などで学んでいる報告・連絡・相談の仕方など、様々なことを社会に出て実践しました。多くの生徒は公共交通機関などを使い、自力通勤をすることで、卒業後の生活をイメージしながら数日間を過ごしました。また、相手に伝わる話し方、報告のタイミングなどを考え、職場の方とのコミュニケーションをとる中で、社会人としての関わり方に挑戦しました。



福祉的就労グループ

圏域内の7か所のB型事業所に分かれ、実習を行いました。各施設で特色ある作業を行っており、初めての作業内容もたくさんありました。分からないことを積極的に自分から質問し、メモを取る姿勢や時間いっぱい作業しようとする生徒も多く、挨拶も大きな声で行い、立派だとたくさんの方々から評価していただきました。褒められることで自信にも繋がり、とても実のある3週間でした。



介護サービス利用グループ

市内3か所の生活介護事業所に分かれ、実習を行いました。普段学校で行っている作業を持参して取り組んだり、事業所の行事に参加したりしながら様々な年代の先輩利用者さんとお関わることができました。環境に慣れてきた実習の後半には、自分の好きな活動を見付け、落ち着いて余暇を過ごしたり、意欲的に活動したりすることができる生徒が増えました。



1年生 校内実習

校内実習の初めにプロの清掃業者をお招きし、清掃についての「いろは」を学びました。

清掃という活動に苦手意識をもち、消極的だった生徒もいましたが丁寧に掃除をした後、感謝されることの嬉しさを感じ「友達」から「一緒に働く仲間」という意識で、より協力して実習に取り組むことができました。A班は窓に水滴が残らないように仲間と声を掛け合いながら仕上がりを意識することができました。また、B班は、ほうきの持ち方、雑巾の絞り方など学んだ基本を思い出しながら丁寧な作業ができました。



● 中学部 前期校内実習 ● 6/5(月)～6/16(金)

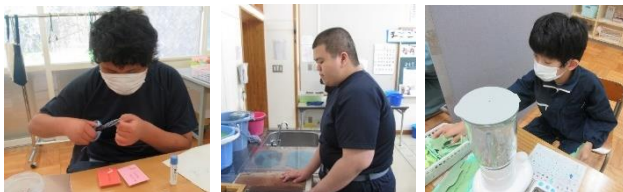
中学部では年間2回、校内実習を行っています。今回は1年生にとって初めての実習期間でした。「まごころをこめて『丁寧』『協力』『集中』」を合言葉に、朝から帰りまで作業活動だけの10日間を全員でやり遂げることができました。実習終了後の報告会では、それぞれ成果や目標の達成について発表し、お互いを称え合いました。



↑実習結団式では個人の目標や、全体の目標を確認して、みんなで作る気を高めました。



↑牛乳パックをミキサーに掛け、細くなったものを均一の厚さに型枠に流し込み、カレンダーの台紙を作成しました。



↑1年生は、一日中作業をすることの大変さを感じながらも、挨拶や報告など、働く上での基本的な態度や姿勢を意識しながら取り組みました。



↑紙工班の基本！牛乳パックのラミネートはがしです。乾燥させた後製品に加工します。

無人販売所の売り上げをチェックしました↓



↑報告会では、個人の振り返りを行い、成果を確認しました。また、学部独自に設けた”給料”をもらうことで働くイメージをもつことができました。

<進路についてのコラム>

● 法定雇用率 ●

「障害者の雇用と促進等に関する法律」により、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合が一定率（法定雇用率）になるように全ての事業主に義務付けられています。法定雇用率は事業主によって異なりますが、民間企業の法定雇用率は2.3%です。従業員を43.5人以上雇用している事業主は、障がい者を1人以上雇用しなければなりません。

● 就労アセスメント ● 「働くための訓練をする」

「就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメント」とは、在学中の特別支援学校卒業予定者（高等部3年生）が卒業後に就労継続支援B型事業所の利用を希望する場合、その生徒が一般就労可能かどうかを見極めるアセスメント（評価）です。宮古圏域では、就労移行支援事業所「ワークプラザみやこ」にて3週間（原則15日間）の実習を行います。自力での通勤が原則で、実習後に評価会議を行います。

普段、一般就労を目指して訓練をしている利用者を就労に導いているワークプラザみやこの支援員さんの視点で、現在の働く力を客観的に判断していただく貴重な機会となります。

就労アセスメントは、市町村福祉課、相談支援事業所、就労移行支援事業所、（※18歳未満の場合、児童相談所）それぞれでの手続きが必要です。

※就労・雇用に関する詳細は令和5年度進路の手引きをご覧ください。